

改正の概要

1 改正の趣旨

「二級建築士及び木造建築士の処分等の基準」は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく懲戒処分を行う場合の基準を定めることにより、二級建築士及び木造建築士の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士の業務の適正を確保することを目的としています。

従来の基準では、定期講習受講義務違反について戒告（又は業務停止 2 月）としていたものを、定期講習未受講者対策として、まずは「文書注意（行政指導）」を行い定期講習の受講を促します。それでもなお違反状態（未受講）が継続している者に対して、「戒告」⇒「業務停止」と段階的に対応を強化することで、早期に建築士が定期講習を受講するよう基準を改正するものです。

2 改正の概要

定期講習受講義務違反について、「文書注意（行政指導）」⇒「戒告」⇒「業務停止」と段階的に処分するために必要な規定（表 1（ランク表）等）を整備しました。

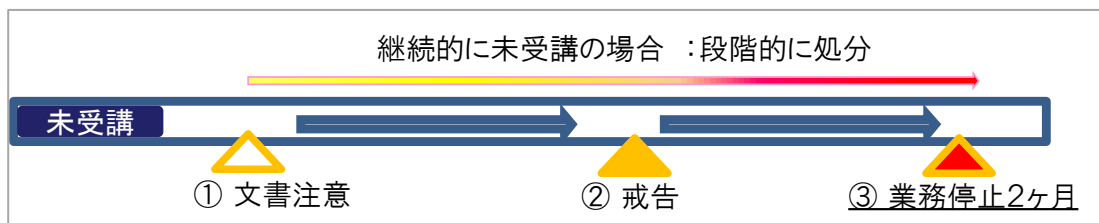
（参考）新たな定期講習義務違反に係る懲戒処分のイメージ

改正前



※過去、定期講習義務違反で処分を受けた者は、「過去に処分等を受けている場合の取扱表」より業務停止 3 ヶ月

改正後



※過去、定期講習義務違反で 3 回目（業務停止 2 ヶ月）の処分を受けた者は、不誠実行為（+1）として、③ 業務停止 3 ヶ月

3 施行期日

平成 29 年 8 月 1 日施行